

県内の各機関と連携して、あなたの創業をサポートします！

創業等 連携サポート 制度

サポート内容

- ① 創業等の相談をお受けします**
当協会や各機関が創業等に関する相談をお受けします。
- ② 創業計画の策定をサポートします**
当協会や各機関が創業等計画の策定をサポートします。
- ③ 保証料率を引き下げます**
本制度をご利用のみなさまの保証料率を
創業関連保証等の保証料率から最大0.35%引き下げます。
- ④ 事業開始後も経営をサポートします**
事業開始後も当協会と各機関が連携を図り
みなさまの経営を二回に亘ってサポートします。



夢の実現をサポートします

栃木県信用保証協会

創業等連携サポート制度の概要

本制度は、創業または分社化を目指すみなさまを当協会と認定経営革新等支援機関(※1)や日本政策金融公庫、認定特定創業支援等事業(※2)を実施する市区町村が連携し、創業等に関するご相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げを実施することで、みなさまの事業の成長を支援することを目的とした支援スキームです。

ご利用いただける方

創業関連保証①～⑥またはスタートアップ創出促進保証制度①～④のいずれかの要件を満たし、次に掲げる(1)～(3)いずれかに該当する方
(1)認定経営革新等支援機関(※1)による創業等計画の策定支援を受けた。
(2)日本政策金融公庫との協調融資により資金調達を行う。
(3)市区町村が実施する認定特定創業支援等事業(※2)による支援を受けた。

借入条件等

創業関連保証またはスタートアップ創出促進保証制度の定めによる

添付書類

- ①創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度利用時は専用の様式)
- ②創業等連携サポート制度利用申請書
- ③認定特定創業支援事業(※2)による支援を受けた証明書(ご利用いただける方(3)に該当する方)

※1 認定経営革新等支援機関とは、「中小企業等経営強化法第31条第1項」の規定に基づき国が認定した経営革新等支援機関を指します。
※2 認定特定創業支援等事業とは、「産業競争力強化法第2条第29項第1号」に規定する特定創業支援等事業を指します。

保証料率

創業関連保証			スタートアップ創出促進保証制度		
基準保証料率	割引後	女性、若者(35歳未満)、シニア(55歳以上)	基準保証料率	割引後	女性、若者(35歳未満)、シニア(55歳以上)
0.80%	0.60%	0.45%	1.00%	0.80%	0.65%
0.20%引き下げ さらに 0.15%引き下げ			0.20%引き下げ さらに 0.15%引き下げ		

※県・市町村制度融資も併せてご利用いただけます。

創業関連保証およびスタートアップ創出促進保証制度の要件

創業関連保証	1	事業を営んでいない個人で、1か月以内(※3)に事業を開始する具体的な計画がある方	スタートアップ創出促進保証制度
	2	事業を営んでいない個人で、事業を開始する具体的な計画があり、2か月以内(※3)に会社を設立する方	
	3	中小企業にあたる自らの会社で事業を継続しつつ、事業を開始する具体的な計画があり、新たな会社を設立する方	
	4	事業を営んでいない個人が開始した事業が、開始した日から5年を経過していない方(※法人成りした場合も含みます。)	
	5	事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立した日から5年を経過していない方	
	6	自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社が、設立した日から5年を経過していない方	

※3 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業しようとする方については【6か月以内】に延長されます。



栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中!



本所

TEL.028-635-8885
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所

TEL.0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館